

洪水時の避難確保計画

【施設名： 生活介護ぴゅあ殿町 】

浜田市殿町2-1地1

Tel. 22-8085

令和 元 年 10 月 31 日 作成

令和 年 月 日 最終更新

様式編 目 次

1	計画の目的	1	様式 1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
4	施設の状況	1	
	施設周辺で想定される災害（ハザードマップ）	2	様式 1-1
5	防災体制	3	様式 2
6	情報収集・伝達	5	様式 3
7	避難誘導	7	様式 4
	避難経路図	8	様式 4-1
8	避難の確保を図るための施設の整備	9	様式 5
9	防災教育及び訓練の実施	10	様式 6
※以下、個人情報等を含むため適切に管理 ※浜田市への提出は不要			
11	防災教育及び訓練の年間計画作成例	12	様式 8
12	施設利用者緊急連絡先一覧表	13	様式 9
13	緊急連絡網	14	様式 10
14	外部機関等への緊急連絡先一覧表	14	様式 11
15	対応別避難誘導方法一覧表	15	様式 12
16	防災体制一覧表（班名簿）	16	様式 13

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を浜田市長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

4 施設の状況

住 所	浜田市殿町21番地1					
開所期間	月曜日～金曜日 8:30-17:00					
閉所時間	土、日曜日・祝日・年末年始（29日～翌年3日）					
従業員数	昼	10人	夜間	0人	休日	0人
利用者数	昼	20人 (定数20人)	夜間	0人 (定数0人)	休日	0人 (定数0人)

【その他災害等の危険性】

地震による津波と高潮

【施設周辺で想定される災害（ハザードマップ）】



浸水範囲 1. 1～1. 6 区域

5 防災体制

様式 2

(1) 各班の任務

班名	任務
指揮班	施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する
情報班	テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用し大雨警報など気象情報を収集し、指揮班、避難誘導班に必要な事項を報告・伝達する。 施設の被害状況、避難活動等について、関係機関等へ連絡する。
避難誘導班	避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合、あるいは施設周辺の浸水状況などを予見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

(2) 防災体制確立の判断時期及び活動内容

	体制確立の判断時期	活動内容	
		情報班	避難誘導班
注意体制	大雨注意報	情報収集を開始	避難誘導に使用する資器材の確認
警戒体制	大雨警報（浸水害） 洪水警報 浜田川氾濫警戒情報（避難判断水位到達）発表 避難準備・高齢者等避難開始の発令	情報収集 保護者等へ事前連絡 周辺住民への事前協力依頼	避難誘導に使用する資器材の準備 利用者の避難誘導を開始 避難完了 利用者等の引渡し、職員の避難開始
非常体制	浜田川氾濫危険情報（氾濫危険水位到達）発表 避難勧告又は避難指示（緊急）の発令	情報収集 防災各班の連絡と調整	従業員の開始・避難完了

(3) 緊急連絡網 様式 10 のとおり

(4) 防災体制一覧表（班名簿） 様式 13 のとおり

(5) 参集基準

	判断基準	主な業務内容	対応者
参集準備	台風接近が予想される場合 大雨が予想される場合	気象情報等の情報収集	施設従業員 全員
応援当番従業員参集	大雨警報（浸水害）が発表された場合	気象情報等の情報収集 避難準備	防災当番施設 従業員
全従業員 自宅待機	避難準備・高齢者等避難開始 等が発令された場合	気象情報等の情報収集 関係行政機関等への連絡・通報 避難誘導	施設従業員 全員
全従業員 参集	災害が止んだ時	関係行政機関等への連絡・通報 被災状況把握 救護応援	施設従業員 全員

(6) 事前対策

台風の接近などあらかじめ浸水害の危険性が高まることが予想される場合は、事業所の閉所などを検討するとともに、各施設従業員の役割分担を再確認し、自宅待機する。

6 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法	施設従業員 共有方法
気象情報	<ul style="list-style-type: none"> ●しまね防災メール、浜田市防災防犯メール ●テレビ (NHK データ放送)、ラジオ ●インターネット (情報提供機関のウェブサイト) <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁 HP (http://www.jma.go.jp/jma/) ・気象庁 HP 「中国地方気象情報」 (http://www.jma.go.jp/jp/kishojoho/107_index.html) ・気象庁 HP 「気象警報・注意報」 (http://www.jma.go.jp/jp/warn/f_3220200.html) ・気象庁 HP 「高解像度降水ナウキャスト・危険度分布」 (https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/) 	館内放送、 電話、メール等
洪水予報 河川水位	<ul style="list-style-type: none"> ●浜田市からのファックス ●しまね防災メール、浜田市防災防犯メール ●インターネット (情報提供機関のウェブサイト) <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁 HP 「洪水警報の危険度分布」 (https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html) ・島根県水防情報システム (https://www.suibou-shimane.jp/pc/map/riverMap_6.html?dummy=20190712134909) ・浜田市河川カメラ (https://www.hamada-city-kasen-camera.jp/) 	館内放送、 電話、メール等
避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告 避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ●防災行政無線 ●浜田市防災防犯メール ●テレビ (NHK データ放送、石見ケーブル)、ラジオ ●インターネット (浜田市ホームページ) (http://www.city.hamada.shimane.jp/) ●緊急速報メール 	館内放送、 電話、メール等

(2) 情報伝達

緊急連絡網または館内放送を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

報告対象情報	担当者	伝達手段	報告先
被害情報	情報班	FAX	浜田市防災安全課
避難準備等	避難誘導班	館内放送 口頭	利用者
		FAX	浜田市防災安全課
避難開始等	避難誘導班	館内放送 口頭	利用者
		FAX	浜田市防災安全課

様式 10 緊急連絡網

様式 11 外部機関等への緊急連絡先一覧表

7 避難誘導

(1) 避難基準

- ・次に該当する場合は、利用者の避難誘導を開始する。
避難情報：避難準備・高齢者等避難開始の発令
- ・次に該当する場合は、上記以外の人及び従業員の避難誘導を開始する。
洪水予報・水位到達情報：浜田川氾濫警戒情報（氾濫危険水位到達）の発表
避難情報：避難勧告又は避難指示（緊急）の発令

(2) 避難場所

避難場所は、利用者の移動に伴うリスクや避難に要する時間等を考慮し、下表のとおりとする。

悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険をともなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合は、基本的には本部棟における屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

また、従業員のみでの避難誘導に支障がでる場合に備えて、地元自治会（町内会）や近隣事業所及び病院の協力・支援が得られるよう事前調整に努めるものとする。

	名称	移動距離	移動手段
避難所	本部棟	30 m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両（ ）台
屋内安全確保	事業所（2F 以上）		

(3) 避難方法

① 避難場所へ避難する場合

利用者の避難方法は、様式 12 対応別避難誘導方法一覧表のとおり。
施設屋内への避難完了を確認するため、未避難者の有無を確認する。

② 施設内避難の場合

施設内 2 階への避難は、徒歩によるものとする。
避難完了を確認するため、未避難者の有無を確認する。

(4) 避難経路

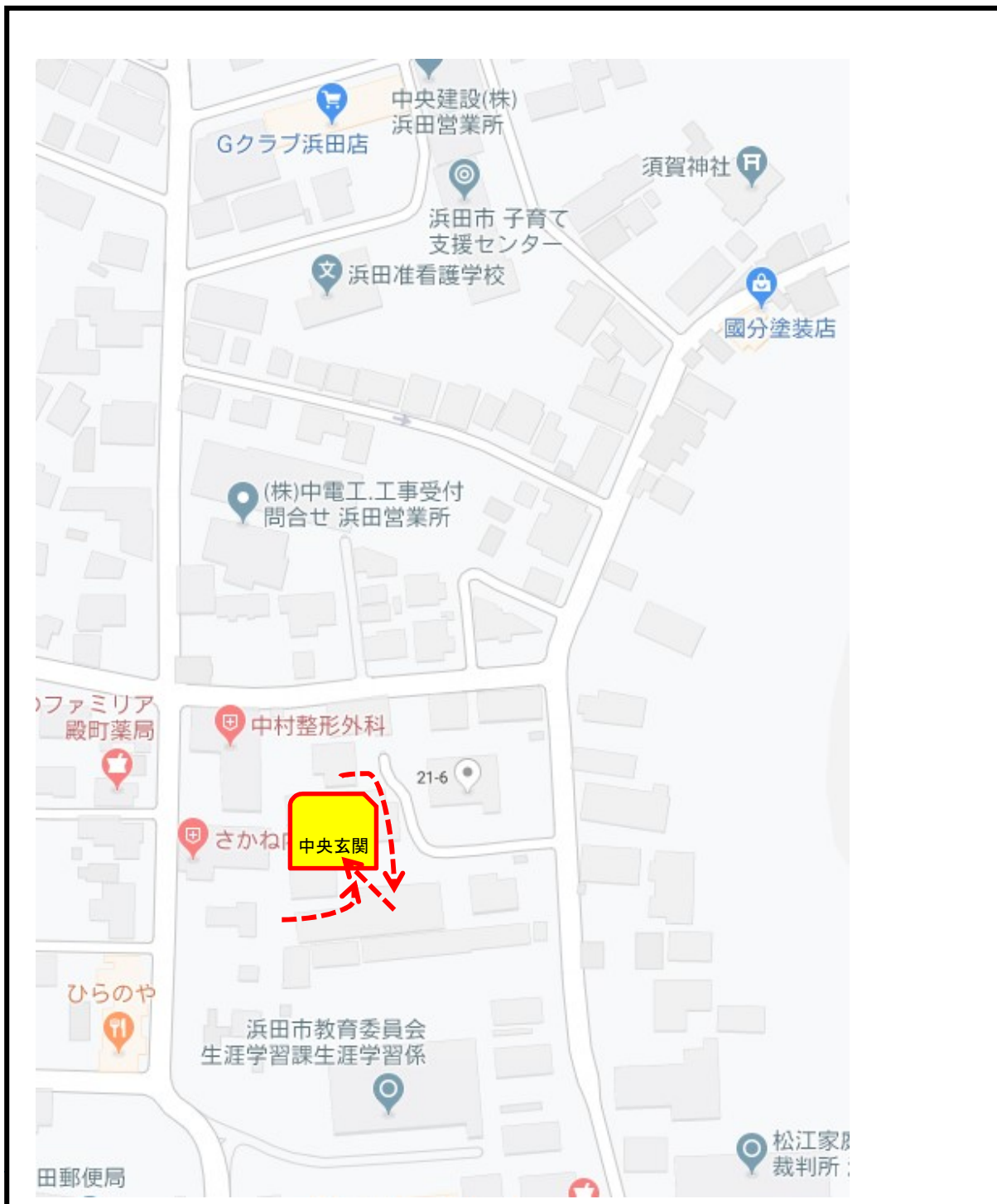
① 避難場所へ避難する場合

経路図は、次頁避難経路図のとおり。

② 施設内避難の場合

施設内の避難経路は、中央階段とする。
浸水に備えて、電気器具、機械等の電源を切ることに留意する。

【避難経路図】



- ※施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。
- ※避難場所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設従業員に情報を共有する。
- ※避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、施設従業員、利用者等に周知する。

8 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

備蓄品・資器材	
情報収集・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input type="checkbox"/> ガス発電機 <input type="checkbox"/> 燃料
避難誘導	<input type="checkbox"/> 名簿（従業員、施設利用者） <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー
施設内の一時避難	<input type="checkbox"/> 水（1人あたり 6ℓ） <input type="checkbox"/> 食料（1人あたり 9食分） <input type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 防寒具
障害者	<input type="checkbox"/> 常備薬 <input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input type="checkbox"/> おやつ <input type="checkbox"/> 担架
そのほか	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> 消毒剤 <input type="checkbox"/> バケツ <input type="checkbox"/> 車椅子 <input type="checkbox"/> 毛布類 <input type="checkbox"/> 衣類 <input type="checkbox"/> 食器、やかん
資器材	<input type="checkbox"/> 自家用発電装置（発電機） <input type="checkbox"/> コンロ <input type="checkbox"/> ガスボンベ <input type="checkbox"/> 鍋、釜

浸水を防ぐための対策
<input type="checkbox"/> 土嚢

9 防災教育及び訓練の実施

防災教育及び訓練は、次のとおり行う。

(1) 防災教育の主な内容

- ・本避難確保計画に関すること
- ・気象情報に関すること
- ・情報収集及び伝達体制に関すること
- ・避難判断・誘導に関すること

(2) 訓練

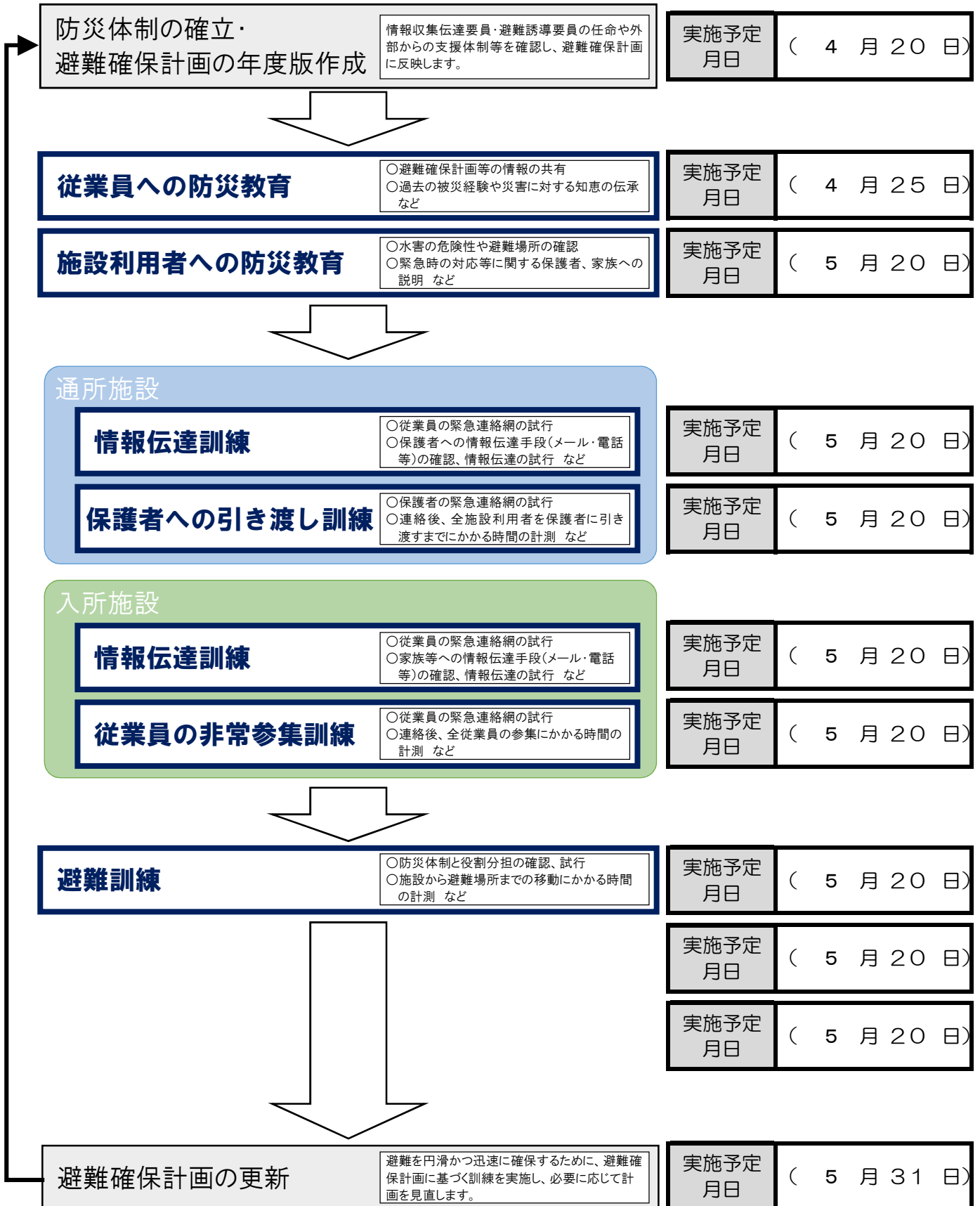
- ・情報収集及び伝達訓練
- ・避難訓練（要介護度に応じた避難手法、避難方法など）

(3) 実施時期

防災教育及び避難訓練は、出水期（6月）までに行うことを基本とし、概ね以下の予定で行う。

- ・年間の防災教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。
- ・毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・毎年5月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

11 防災教育及び訓練の年間計画



洪水時の避難確保計画

【施設名： 生活介護ぴゅあ松原 】

浜田市松原町277番地9

Tel. 23-8190

令和 元 年 10 月 31 日 作成

令和 年 月 日 最終更新

様式編 目 次

1	計画の目的	1	様式 1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
4	施設の状況	1	
	施設周辺で想定される災害（ハザードマップ）	2	様式 1-1
5	防災体制	3	様式 2
6	情報収集・伝達	5	様式 3
7	避難誘導	7	様式 4
	避難経路図	8	様式 4-1
8	避難の確保を図るための施設の整備	9	様式 5
9	防災教育及び訓練の実施	10	様式 6
※以下、個人情報等を含むため適切に管理 ※浜田市への提出は不要			
11	防災教育及び訓練の年間計画作成例	12	様式 8
12	施設利用者緊急連絡先一覧表	13	様式 9
13	緊急連絡網	14	様式 10
14	外部機関等への緊急連絡先一覧表	14	様式 11
15	対応別避難誘導方法一覧表	15	様式 12
16	防災体制一覧表（班名簿）	16	様式 13

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を浜田市長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

4 施設の状況

住 所	浜田市松原町277番地9					
開所期間	月曜日～金曜日 8:30-17:00					
閉所時間	土、日曜日・祝日・年末年始（29日～翌年3日）					
従業員数	昼	10人	夜間	0人	休日	0人
利用者数	昼	20人 (定数20人)	夜間	0人 (定数0人)	休日	0人 (定数0人)

【その他災害等の危険性】

地震による津波と高潮

【施設周辺で想定される災害（ハザードマップ）】



浸水範囲 1. 1～1. 6 区域

5 防災体制

様式 2

(1) 各班の任務

班名	任務
指揮班	施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する
情報班	テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用し大雨警報など気象情報を収集し、指揮班、避難誘導班に必要な事項を報告・伝達する。 施設の被害状況、避難活動等について、関係機関等へ連絡する。
避難誘導班	避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合、あるいは施設周辺の浸水状況などを予見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

(2) 防災体制確立の判断時期及び活動内容

	体制確立の判断時期	活動内容	
		情報班	避難誘導班
注意体制	大雨注意報	情報収集を開始	避難誘導に使用する資器材の確認
警戒体制	大雨警報（浸水害） 洪水警報 浜田川氾濫警戒情報（避難判断水位到達）発表 避難準備・高齢者等避難開始の発令	情報収集 保護者等へ事前連絡 周辺住民への事前協力依頼	避難誘導に使用する資器材の準備 利用者の避難誘導を開始 避難完了 利用者等の引渡し、職員の避難開始
非常体制	浜田川氾濫危険情報（氾濫危険水位到達）発表 避難勧告又は避難指示（緊急）の発令	情報収集 防災各班の連絡と調整	従業員の開始・避難完了

(3) 緊急連絡網 様式 10 のとおり

(4) 防災体制一覧表（班名簿） 様式 13 のとおり

(5) 参集基準

	判断基準	主な業務内容	対応者
参集準備	台風接近が予想される場合 大雨が予想される場合	気象情報等の情報収集	施設従業員 全員
応援当番従業員参集	大雨警報（浸水害）が発表された場合	気象情報等の情報収集 避難準備	防災当番施設 従業員
全従業員 自宅待機	避難準備・高齢者等避難開始 等が発令された場合	気象情報等の情報収集 関係行政機関等への連絡・通報 避難誘導	施設従業員 全員
全従業員 参集	災害が止んだ時	関係行政機関等への連絡・通報 被災状況把握 救護応援	施設従業員 全員

(6) 事前対策

台風の接近などあらかじめ浸水害の危険性が高まることが予想される場合は、事業所の閉所などを検討するとともに、各施設従業員の役割分担を再確認し、自宅待機する。

6 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法	施設従業員 共有方法
気象情報	<ul style="list-style-type: none"> ●しまね防災メール、浜田市防災防犯メール ●テレビ（NHK データ放送）、ラジオ ●インターネット（情報提供機関のウェブサイト） <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁 HP（http://www.jma.go.jp/jma/） ・気象庁 HP「中国地方気象情報」 （http://www.jma.go.jp/jp/kishojoho/107_index.html） ・気象庁 HP「気象警報・注意報」 （http://www.jma.go.jp/jp/warn/f_3220200.html） ・気象庁 HP「高解像度降水ナウキャスト・危険度分布」 （https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/） 	館内放送、 電話、メール等
洪水予報 河川水位	<ul style="list-style-type: none"> ●浜田市からのファックス ●しまね防災メール、浜田市防災防犯メール ●インターネット（情報提供機関のウェブサイト） <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁 HP「洪水警報の危険度分布」 （https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html） ・島根県水防情報システム （https://www.suibou-shimane.jp/pc/map/riverMap_6.html?dummy=20190712134909） ・浜田市河川カメラ （https://www.hamada-city-kasen-camera.jp/） 	館内放送、 電話、メール等
避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告 避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ●防災行政無線 ●浜田市防災防犯メール ●テレビ（NHK データ放送、石見ケーブル）、ラジオ ●インターネット（浜田市ホームページ） （http://www.city.hamada.shimane.jp/） ●緊急速報メール 	館内放送、 電話、メール等

(2) 情報伝達

緊急連絡網または館内放送を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

報告対象情報	担当者	伝達手段	報告先
被害情報	情報班	FAX	浜田市防災安全課
避難準備等	避難誘導班	館内放送 口頭	利用者
		FAX	浜田市防災安全課
避難開始等	避難誘導班	館内放送 口頭	利用者
		FAX	浜田市防災安全課

様式 10 緊急連絡網

様式 11 外部機関等への緊急連絡先一覧表

7 避難誘導

(1) 避難基準

- ・次に該当する場合は、利用者の避難誘導を開始する。
避難情報：避難準備・高齢者等避難開始の発令
- ・次に該当する場合は、上記以外の人及び従業員の避難誘導を開始する。
洪水予報・水位到達情報：浜田川氾濫警戒情報（氾濫危険水位到達）の発表
避難情報：避難勧告又は避難指示（緊急）の発令

(2) 避難場所

避難場所は、利用者の移動に伴うリスクや避難に要する時間等を考慮し、下表のとおりとする。

悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険をとまなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合は屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

また、従業員のみでの避難誘導に支障がでる場合に備えて、地元自治会（町内会）や近隣事業所及び病院の協力・支援が得られるよう事前調整に努めるものとする。

	名称	移動距離	移動手段
避難所	本部棟	300m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両（ 2 ）台
屋内安全確保	事業所（2F）		

(3) 避難方法

①避難場所へ避難する場合

利用者の避難方法は、様式 12 対応別避難誘導方法一覧表のとおり。
施設からの避難完了を確認するため、未避難者の有無を確認する。

②施設内避難の場合

施設内 2 階多目的室への避難は、徒歩によるものとする。
避難完了を確認するため、未避難者の有無を確認する。

(4) 避難経路

①避難場所へ避難する場合

経路図は、次頁避難経路図のとおり。

②施設内避難の場合

施設内の避難経路は、中央階段とする。
浸水に備えて、電気器具、機械等の電源を切ることに留意する。

【避難経路図】



- ※施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。
- ※避難場所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設従業員に情報を共有する。
- ※避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、施設従業員、利用者等に周知する。

8 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

備蓄品・資器材	
情報収集・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input type="checkbox"/> ガス発電機 <input type="checkbox"/> 燃料
避難誘導	<input type="checkbox"/> 名簿（従業員、施設利用者） <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー
施設内の一時避難	<input type="checkbox"/> 水（1人あたり 6ℓ） <input type="checkbox"/> 食料（1人あたり 9食分） <input type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 防寒具
障害者	<input type="checkbox"/> 常備薬 <input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input type="checkbox"/> おやつ <input type="checkbox"/> 担架
そのほか	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> 消毒剤 <input type="checkbox"/> バケツ <input type="checkbox"/> 車椅子 <input type="checkbox"/> 毛布類 <input type="checkbox"/> 衣類 <input type="checkbox"/> 食器、やかん
資器材	<input type="checkbox"/> 自家用発電装置（発電機） <input type="checkbox"/> コンロ <input type="checkbox"/> ガスボンベ <input type="checkbox"/> 鍋、釜

浸水を防ぐための対策
<input type="checkbox"/> 土嚢

9 防災教育及び訓練の実施

防災教育及び訓練は、次のとおり行う。

(1) 防災教育の主な内容

- ・本避難確保計画に関すること
- ・気象情報に関すること
- ・情報収集及び伝達体制に関すること
- ・避難判断・誘導に関すること

(2) 訓練

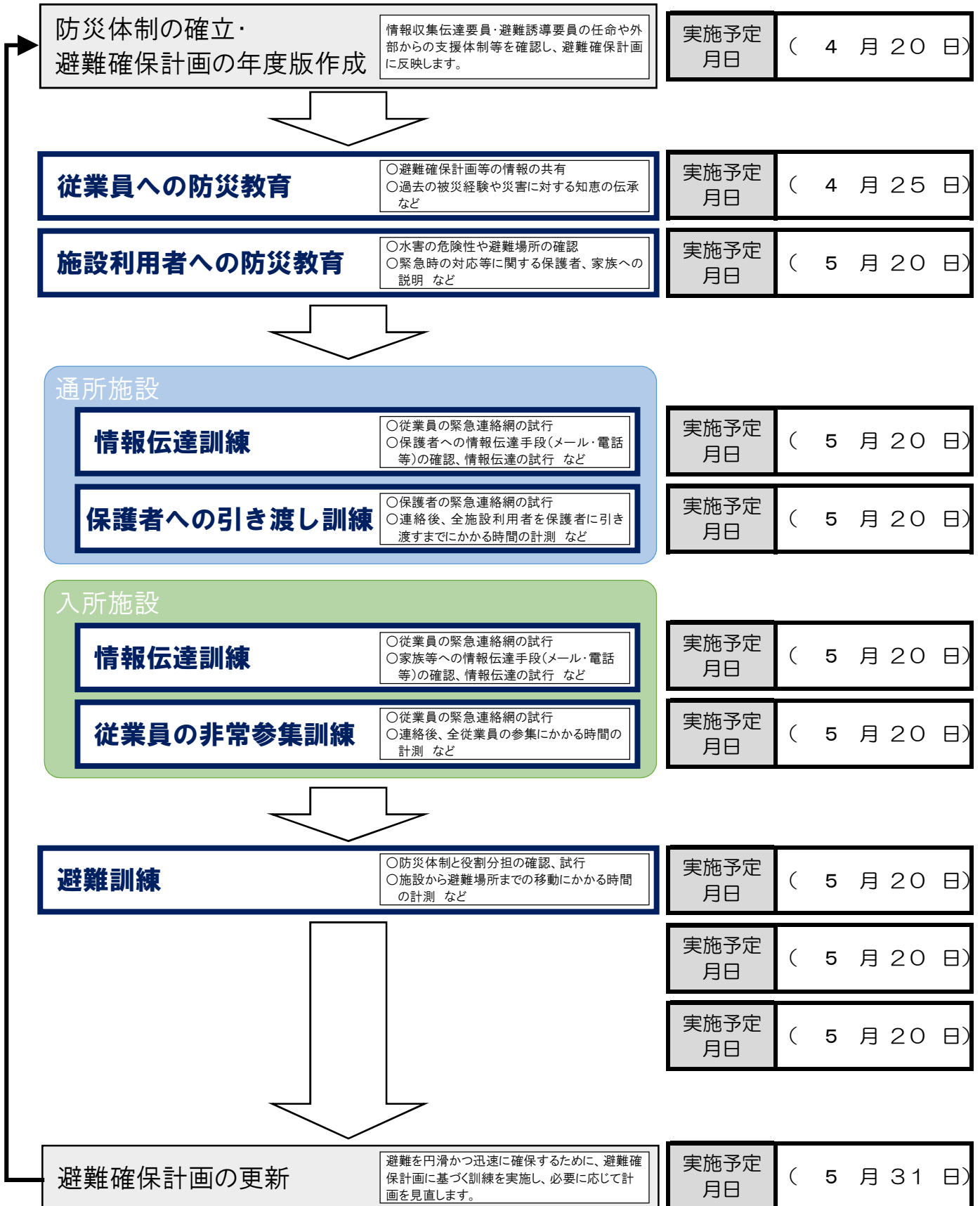
- ・情報収集及び伝達訓練
- ・避難訓練（要介護度に応じた避難手法、避難方法など）

(3) 実施時期

防災教育及び避難訓練は、出水期（6月）までに行うことを基本とし、概ね以下の予定で行う。

- ・年間の防災教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。
- ・毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・毎年5月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

11 防災教育及び訓練の年間計画



洪水時の避難確保計画

【施設名： ぴゅあほーむ 】

浜田市内村町794地1

Tel. 27-0099

令和 元 年 10 月 31 日 作成

令和 年 月 日 最終更新

様式編 目 次

1	計画の目的	1	様式 1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
4	施設の状況	1	
	施設周辺で想定される災害（ハザードマップ）	2	様式 1-1
5	防災体制	3	様式 2
6	情報収集・伝達	5	様式 3
7	避難誘導	7	様式 4
	避難経路図	8	様式 4-1
8	避難の確保を図るための施設の整備	9	様式 5
9	防災教育及び訓練の実施	10	様式 6
※以下、個人情報等を含むため適切に管理 ※浜田市への提出は不要			
11	防災教育及び訓練の年間計画作成例	12	様式 8
12	施設利用者緊急連絡先一覧表	13	様式 9
13	緊急連絡網	14	様式 10
14	外部機関等への緊急連絡先一覧表	14	様式 11
15	対応別避難誘導方法一覧表	15	様式 12
16	防災体制一覧表（班名簿）	16	様式 13

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を浜田市長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

4 施設の状況

住 所	浜田市内村町794番地1								
開所期間	通年								
閉所時間	なし								
従業員数	昼	1人		夜間	1人		休日	1人	
		非常勤	3人		非常勤	0人		非常勤	1人
利用者数	昼	5人 (定数5人)		夜間	5人 (定数5人)		休日	5人 (定数5人)	
		短期入所者	0人		短期入所者	3人		短期入所者	3人

【その他災害等の危険性】

--

【施設周辺で想定される災害（ハザードマップ）】



浸水範囲 2. 0～2. 6 区域

5 防災体制

様式 2

(1) 各班の任務

班名	任務
指揮班	施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する
情報班	テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用し大雨警報など気象情報を収集し、指揮班、避難誘導班に必要な事項を報告・伝達する。 施設の被害状況、避難活動等について、関係機関等へ連絡する。
避難誘導班	避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合、あるいは施設周辺の浸水状況などを予見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

(2) 防災体制確立の判断時期及び活動内容

	体制確立の判断時期	活動内容	
		情報班	避難誘導班
注意体制	大雨注意報	情報収集を開始	避難誘導に使用する資器材の確認
警戒体制	大雨警報（浸水害） 洪水警報 浜田川氾濫警戒情報（避難判断水位到達）発表 避難準備・高齢者等避難開始の発令	情報収集 保護者等へ事前連絡 周辺住民への事前協力依頼	避難誘導に使用する資器材の準備 利用者の避難誘導を開始 避難完了 利用者等の引渡し、職員の避難開始
非常体制	浜田川氾濫危険情報（氾濫危険水位到達）発表 避難勧告又は避難指示（緊急）の発令	情報収集 防災各班の連絡と調整	従業員の開始・避難完了

(3) 緊急連絡網 様式 10 のとおり

(4) 防災体制一覧表（班名簿） 様式 13 のとおり

(5) 参集基準

	判断基準	主な業務内容	対応者
参集準備	台風接近が予想される場合 大雨が予想される場合	気象情報等の情報収集	施設従業員 全員・本部職員
応援当番従業員参集	大雨警報（浸水害）が発表された場合	気象情報等の情報収集 避難準備	本部防災当番 施設従業員
全従業員 自宅待機	避難準備・高齢者等避難開始等が発令された場合	気象情報等の情報収集 関係行政機関等への連絡・通報 避難誘導	施設従業員 全員
全従業員 参集	災害が止んだ時	関係行政機関等への連絡・通報 被災状況把握 救護応援	施設従業員 全員・本部職員

(6) 事前対策

台風の接近などあらかじめ浸水害の危険性が高まることが予想される場合は、法人本部棟（殿町）への事前避難を検討するとともに、各施設従業員の役割分担を再確認し、自宅待機する。

6 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法	施設従業員 共有方法
気象情報	<ul style="list-style-type: none"> ●しまね防災メール、浜田市防災防犯メール ●テレビ（NHK データ放送）、ラジオ ●インターネット（情報提供機関のウェブサイト） <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁 HP（http://www.jma.go.jp/jma/） ・気象庁 HP「中国地方気象情報」 （http://www.jma.go.jp/jp/kishojoho/107_index.html） ・気象庁 HP「気象警報・注意報」 （http://www.jma.go.jp/jp/warn/f_3220200.html） ・気象庁 HP「高解像度降水ナウキャスト・危険度分布」 （https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/） 	電話、メール等
洪水予報 河川水位	<ul style="list-style-type: none"> ●浜田市からのファックス ●しまね防災メール、浜田市防災防犯メール ●インターネット（情報提供機関のウェブサイト） <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁 HP「洪水警報の危険度分布」 （https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html） ・島根県水防情報システム （https://www.suibou-shimane.jp/pc/map/riverMap_6.html?dummy=20190712134909） ・浜田市河川カメラ （https://www.hamada-city-kasen-camera.jp/） 	電話、メール等
避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告 避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ●防災行政無線 ●浜田市防災防犯メール ●テレビ（NHK データ放送、石見ケーブル）、ラジオ ●インターネット（浜田市ホームページ） （http://www.city.hamada.shimane.jp/） ●緊急速報メール 	電話、メール等

(2) 情報伝達

緊急連絡網または館内放送を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

報告対象情報	担当者	伝達手段	報告先
被害情報	情報班	FAX	浜田市防災安全課
避難準備等	避難誘導班	館内放送 口頭	利用者
		FAX	浜田市防災安全課
避難開始等	避難誘導班	館内放送 口頭	利用者
		FAX	浜田市防災安全課

様式 10 緊急連絡網

様式 11 外部機関等への緊急連絡先一覧表

7 避難誘導

(1) 避難基準

- ・次に該当する場合は、利用者の避難誘導を開始する。
避難情報：避難準備・高齢者等避難開始の発令
- ・次に該当する場合は、上記以外の人及び従業員の避難誘導を開始する。
洪水予報・水位到達情報：浜田川氾濫警戒情報（氾濫危険水位到達）の発表
避難情報：避難勧告又は避難指示（緊急）の発令

(2) 避難場所

避難場所は、利用者の移動に伴うリスクや避難に要する時間等を考慮し、下表のとおりとする。

悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険をとまなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合は屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

また、従業員のみでの避難誘導に支障がでる場合に備えて、地元自治会（町内会）や近隣事業所及び病院の協力・支援が得られるよう事前調整に努めるものとする。

	名称	移動距離	移動手段
避難所	長福寺	50 m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両（ 2 ）台
屋内安全確保	事業所（リビングルーム）		

(3) 避難方法

① 避難場所へ避難する場合

利用者の避難方法は、様式 12 対応別避難誘導方法一覧表のとおり。

施設からの避難完了を確認するため、未避難者の有無を確認する。

② 施設内避難の場合

5 分以内に、避難外出開始できるように、利用者の衣服、非常用備品等を準備しておく、避難は、原則徒歩によるものとする。

避難完了を確認するため、未避難者の有無を確認する。

(4) 避難経路

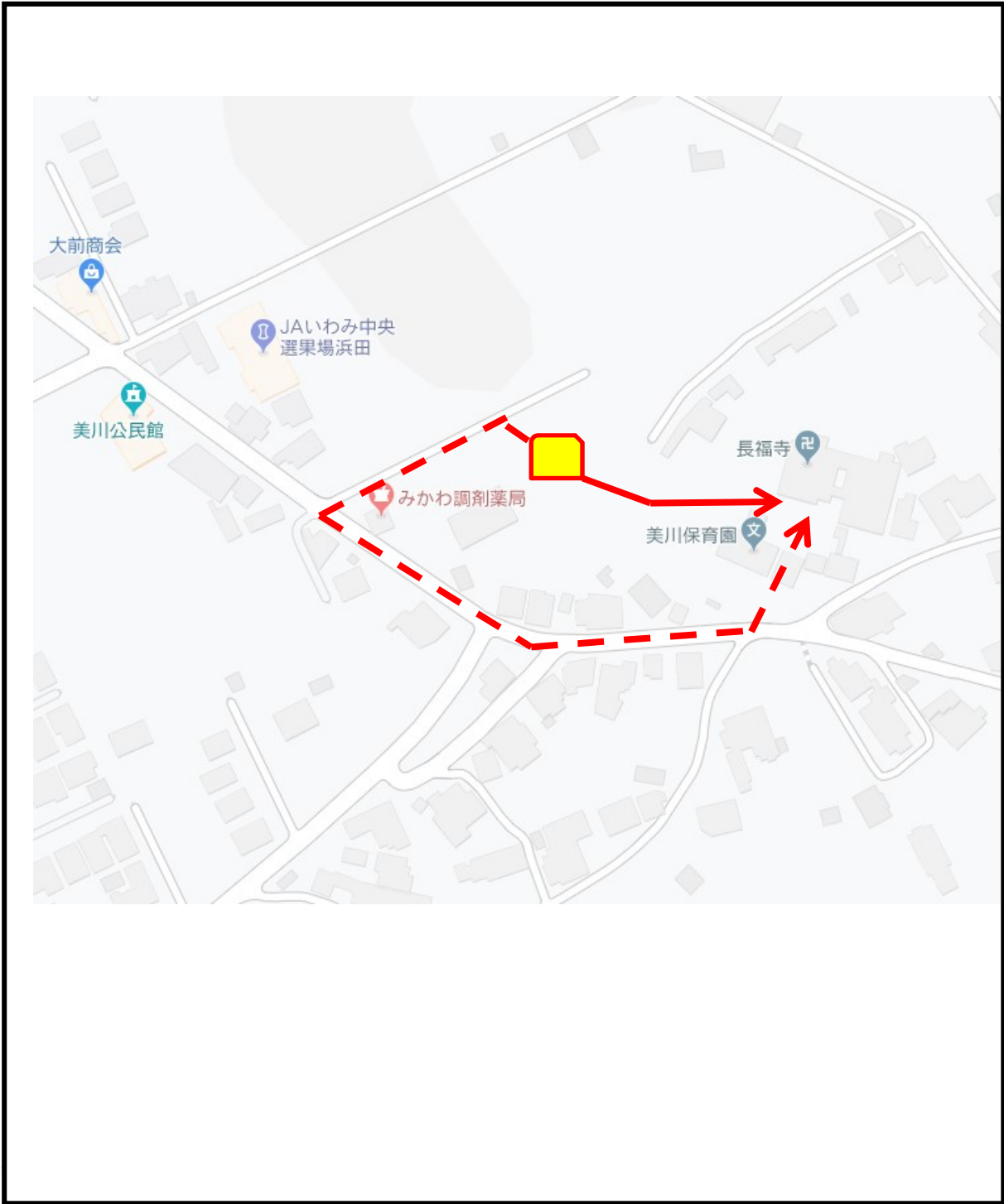
① 避難場所へ避難する場合

経路図は、次頁避難経路図のとおり。

② 施設内避難の場合

浸水に備えて、電気器具、機械等の電源を切ることに留意する。

【避難経路図】



- ※施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。
- ※避難場所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設従業員に情報を共有する。
- ※避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、施設従業員、利用者等に周知する。

8 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

備蓄品・資器材	
情報収集・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input type="checkbox"/> ガス発電機 <input type="checkbox"/> 燃料
避難誘導	<input type="checkbox"/> 名簿（従業員、施設利用者） <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー
施設内の一時避難	<input type="checkbox"/> 水（1人あたり 6ℓ） <input type="checkbox"/> 食料（1人あたり 9食分） <input type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 防寒具
障害者	<input type="checkbox"/> 常備薬 <input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input type="checkbox"/> おやつ <input type="checkbox"/> 担架
そのほか	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> 消毒剤 <input type="checkbox"/> バケツ <input type="checkbox"/> 車椅子 <input type="checkbox"/> 毛布類 <input type="checkbox"/> 衣類 <input type="checkbox"/> 食器、やかん
資器材	<input type="checkbox"/> 自家用発電装置（発電機） <input type="checkbox"/> コンロ <input type="checkbox"/> ガスボンベ <input type="checkbox"/> 鍋、釜

浸水を防ぐための対策
<input type="checkbox"/> 土嚢

9 防災教育及び訓練の実施

防災教育及び訓練は、次のとおり行う。

(1) 防災教育の主な内容

- ・本避難確保計画に関すること
- ・気象情報に関すること
- ・情報収集及び伝達体制に関すること
- ・避難判断・誘導に関すること

(2) 訓練

- ・情報収集及び伝達訓練
- ・避難訓練（要介護度に応じた避難手法、避難方法など）

(3) 実施時期

防災教育及び避難訓練は、出水期（6月）までに行うことを基本とし、概ね以下の予定で行う。

- ・年間の防災教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。
- ・毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・毎年5月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

11 防災教育及び訓練の年間計画

